

用語の定義	該当 条文	法第2条
平屋の付属物置と延焼のおそれのある部分の取扱い		
<input type="checkbox"/> 内 容		
下図のような主要構造部を不燃材料で造られ、開口部に防火設備を設けた平屋の付属物置について、法第2条第6号のただし書きの適用はできるか。		
<p style="text-align: center;"><math>A + B &gt; 500 \text{ m}^2</math></p>		
<input type="checkbox"/> 取 扱		
<p>付属建築物のうち自転車置場・平屋建の小規模な物置・受水槽上屋・屎尿浄化槽及び合併浄化槽の上屋・ポンプ室等で主要構造部が不燃材料で造られたもの、その他火災の発生のおそれが著しく少ないものについては、法第2条第6号ただし書きの「その他これらに類するもの」として取扱いう。よって上図の場合、本体建築物Aの開口部aは延焼のおそれのある部分ではなく、防火設備は不要である。</p> <p>なお、自転車置場については防火設備がなくても可とする。</p>		
<input type="checkbox"/> 関連資料 防火避難規定の解説		